

# 出会い結婚サポート事業補助金 Q&A

## Q1 活動実績はあるのですが、団体の規約等はありません。申請はできるのでしょうか？

A 申請可能です。市内に活動の拠点、事務所、店舗等を有する方・団体は申請することができます。

## Q2 従業員のために、婚活セミナーやイベントを開催したいのですが、対象になりますか？

A 対象となります。ただし、従業員以外の方も参加できるように広く呼びかけを行ってください。

## Q3 参加費を徴収するなど、有料で行う事業は対象となりますか？

A 対象となります。ただし、補助対象事業によって得た収入と補助金交付決定額の合計が補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付決定額から減額します。なお、専ら利益のみを目的とした事業は補助の対象となりません。

## Q4 準備のために、補助金の申請前に支出した経費は対象となりますか？

A 対象となりません。対象となる経費は、補助の申請を経て、補助金交付決定後に係る経費が対象となります。（支出を伴う準備を始める前に申請を行ってください。）

## Q5 飲食店を営んでいます。経営する店舗で婚活イベントを開催する場合、対象になりますか？

A 対象になります。ただし、参加者の飲食代金や、主催側の飲食費・人件費等に係る費用は対象となりません。（告知のチラシやマッチングカードの印刷費等は対象となります。）

## Q6 来年度以降も継続していく事業は申請できますか？また、来年度も補助対象となりますか。

A 補助の対象となります。ただし、継続事業であっても申請や審査が必要となります。なお、補助制度の見直しや予算額が減少する場合がありますので、来年以降の補助を確約するものではありません。

## Q7 備品でパソコンを購入することはできますか？

A 事業実施に直接必要な備品が対象となりますので、パソコンのような事務的な備品は対象となりません。

## Q8 審査とはどのようなものですか？

A 申請された提出書類に基づき、書類審査を行います。審査基準として「公益性」「必要性」「事業費の妥当性」「事業の実現性」などを考慮して審査を行います。

## Q9 補助金はいつ支払われますか。

A 原則的には事業が完了し、実績報告書の提出後となります。しかし、事業の円滑な遂行のために必要であると判断される場合は、交付決定額を事業完了前に請求することができます。